

1. 件名：新型転換炉原型炉の廃止措置計画に係る行政相談
2. 日時：令和4年8月29日（月）14時00分～14時38分
3. 場所：原子力規制庁 10階会議室（TV会議により実施）
4. 出席者
原子力規制庁
原子力規制部 審査グループ 研究炉等審査部門
細野安全管理調査官、上野管理官補佐、有吉上席安全審査官、
小舞管理官補佐、荒井安全審査専門職、加藤原子力規制専門員
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
廃止措置推進室 室長代理 他1名
新型転換炉原型炉ふげん 廃止措置部長 他2名
5. 自動文字起こし結果
別紙のとおり
※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
6. 配布資料
資料1：「ふげん」廃止措置計画の工程延伸に係る変更について

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	後、
0:00:00	です。はい。それでは、本日の面談を開始いたします。それでは、本日の配布資料に従いまして原子力機構より説明をお願いいたします。本日はお忙しい中お時間をとりまして、
0:00:12	取っていただきましてありがとうございます。原子力機構の東京事務所の泉です。本日はですね、ふげんの方でですね廃措置計画の工程延伸を考えておりまして、先日ですね、地元の福井県の方にですね、
0:00:27	廃止措置計画の好転しに関わるっていう説明させていただいたところで、
0:00:32	今回はですね、
0:00:35	この好転しに関しまして廃止措置計画に反映しまして、今後の
0:00:40	挨拶計画の変更の申請に、ということで、
0:00:44	後、行政相談という形でさせていただきたいと思っております。
0:00:49	それでは多分概要の方をですねふげんの方から説明させていただきますので、次の方、よろしくをお願いいたします。
0:00:58	すいません計画担当、また資料ですね、いただきます。
0:01:09	こちらは本人の説明書になります。ご確認いただけますでしょうか。
0:01:14	はい移ってます。
0:01:16	はい。次のページ、今回ですね、関戸で進めさせていただきます。
0:01:25	はい。まず、
0:01:27	ここですね、こちらが開いて執行計画として高齢者が医療費になります。ここの記載の通りですね現在、認証を受けている。続きまして、来年度、平成 23 年度から予定しております、原子炉のアップに向けた人たちにですね必要な使用装置である。
0:01:46	前者の原価回収装置、これは切断装置、つり上げ装置、プールが対象としております。そうですね詳細言語で参りました。
0:01:58	この想定におきまして、原子力プールへのですね設置に関わる安全性をより高めるための施工方法を構築する期間はですね、
0:02:10	あの人だと、このように半田からしました。
0:02:13	このためですね、原子炉本体の解体撤去期間の着手時期来年度 2023 年度から 2030 年の延伸させていただき、それに伴い、廃止措置終了時期もですね 2033 年度から、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:27	2040 年度に延伸すると、これに対する退院事項の反映前後ですね、行うことを考えております。
0:02:35	なおですね、専門施設であります原子炉領域 A、
0:02:41	つきましては、それぞれの仕様確定する詳細検討を経てですね、右に予備校を落として、措置計画に沿って追記して、改めて今日は申請をして行うことを考えております。
0:02:55	例でいいですけど、左が原子炉本体に銘じて上部にですねこのような、原子炉容器雨風装置をですね、試験で改定としておりまして、ここのですね仕様を検討すると。
0:03:08	そのような期間等をお考えいただければと思います。
0:03:14	こちらが本文中 1 実際ですね、販促計画の観光天津というものですね変更箇所が、
0:03:21	33 年度からの原子炉本体医療機関はですね、説明通り 1 プラント止めまして終了時期も 2033 年から 2040 年度、
0:03:35	ですね変更。
0:03:36	円錐で針を考えております。
0:03:40	この 7 年間のですね原子炉の着手期間が延伸と変えまして、原子炉周辺設備の撤去の終了時期ですね、これも何か
0:03:51	出てきたらですね当初は一致してましたが、あそこはですね、このように、
0:04:00	周辺設備の改定撤去期間、変更といいますか、この期間内に終わることになるか。
0:04:06	これを受けまして、
0:04:08	使用済みの資産の方にですね計画しておりました、撤去作業とか、例えば設備の導入等の積がですね、原子炉本体解体撤去期間から、層厚の原子炉周辺設備の相手撤去期間ですね。
0:04:21	ありますので、記載の整合をする必要があるということを考えております。
0:04:27	こちらがですね本郷課長に分の 2 ということで、ちょっと繰り返してるけど、
0:04:34	基本的にそのコンパウンド原子炉と描いた時と 100 次の 7 年間延伸に伴いまして、原子炉周辺設備解体撤去期間、2029 年度ですね、になるということですねこれに負担していかな施工エンコード。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:48	日本語があれば、一つ、ここは施設及び解体方法を記載したことになります。
0:04:56	具体的にはですね、使用済みは現状は認めまして、異なる設備の記載をですね、
0:05:04	原子炉の解体できたから、周辺の次の改定適当に一方となります。
0:05:09	あとは5分の1の方にですね環境撤去の工事等の主要な手順。
0:05:14	いうのをですね記載してまして、ここまでですね、工程変更してます。今度11の記載に合わせた変更が必要と。
0:05:22	上がります。
0:05:23	あと表の5-2廃止措置のために導入する装置の導入予定時期ですね、こちらを原子炉周辺設備改定という結果の方に移行となっております。0としましては当然効果装置ですね。
0:05:35	今設計を見込んだ方という形で認定委員会いただいておりますが、あそこもですね、この7年間は、周辺設備の解体撤去期間になりますので、自然、自然と自動的にですね、
0:05:48	中越2以降となります。あと本文6、廃止措置課申請の輸液発電用原子炉施設ですね、こちらは6-1製造施設にあります。
0:05:58	ここもですね使用済み燃料はしてもらって、改定できる可能性のある設備のですね会社着手時期が、
0:06:05	原子炉本体関係撤去期間から原子炉周辺設備体系設計期間ですね。
0:06:10	変更例えばですね、周辺ではですね、話できますので、
0:06:16	核燃料物質取扱設備等がですね、そのような設備となります。
0:06:21	あとはまとめさせていただいてますけど、今回の
0:06:27	原子炉本体解体撤去期間、着席の延伸に伴う回避措置工程及びこれに対する返答ということで、印可受けました対策計画の実施方法等ですね、実際の変更するのではないと。
0:06:40	ということで、簡易措置のですね実施可能な災害の防止には影響がないということで、今回補足のに基づいてですね、軽微な変更として、我々は相磯市計画の統計として対応したいと考えております。
0:06:53	またご報告いたしますけど、検証の限界装置は性能維持施設でございますので、これにつきましては仕様が確定した段階でですね詳細検討を経てですね、
0:07:04	適切な時期に、2、設計部の方を追記して、改めて変更申請をさせていただきたいと、そのように考えております。それでは以上です。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:16	ご説明ありがとうございます。以上説明に関しまして原子力規制庁何か質問ございますでしょうか。
0:07:39	今後の進め方どうするんですか
0:07:42	今日はこれでいいですと言ったら、軽微な変更になっちゃうでしょ。
0:07:47	これ、一旦うち聞き取って、うん。ちょっと確認して、もう一度お願いします。はい。はい。はい。はい、どうぞ。どうぞ。
0:07:59	はい。はい。
0:08:08	そうですね。これ、変わるのは、
0:08:12	工程で瀬野犬飼で変わるのは、
0:08:19	なんか、表2個絡めて本本文というか、何か記載ぶりが変わるみたいなことはない。
0:08:25	上西。
0:08:29	はい福山田村でございます。
0:08:31	当然、本文につきましては本文5の方で、どの時間にどのような設備を解体するような、このようなことを記載してるんですが、例えば本文5ですと、使用原子力防災安定的期間2、
0:08:46	使用済み燃料の搬出後にですね、書いてあるようなところはですね、原子炉周辺設備の方の方に移行しますので、記載をですね、基本的にはそのまま移行するような、そのような変更は考えてございます。
0:09:01	カトウですわかりました。そちらの解体の方法の表に、
0:09:07	原子炉本体の解体工法みたいなことの記載があると思うんですけどそこは変更しなくても良いということですのでよろしいですね。
0:09:17	はい。この記載の変更はございません。
0:09:22	カトウですわかりましたありがとうございます。
0:09:32	経験アリヨシです研開炉則の113条2という話になると、
0:09:39	これ、廃止措置の実施に伴う災害の防止上支障のない変更と、
0:09:44	いったところで読むんですよね。
0:09:48	これ災害というのは、いわゆる水のあるし、
0:09:55	どう、災害時にどういうは、そこは明確な定義がないですよ。
0:10:06	はい原子力機構が下田村です。
0:10:09	基本的に今回の変更はですね、只野清の移設の減少量のもので、仕様の検討をですね、やるにあたって、安全性をより高めるための検討の期間がですね必要であると。
0:10:24	そのような判断をしておりますので、その減少、災害の防止、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:31	それ自身伴う災害の防止という観点での変更内容ではなくてもないというふうに判断してます。
0:10:40	あくまでその検討期間をですね、もう少し確保したいと、このような趣旨になります。
0:10:53	あ、アリヨシです。
0:10:56	なんかね、第1印象的にはね、何、7年延びて、軽微かっていったところに違和感があって、
0:11:05	しかも
0:11:06	あれですよ
0:11:08	これからの研究開発しなきゃわかんないようなところをやっていくっていうのに、
0:11:12	まだ7年のうち、7年後にね、また7年かかりますって言われてまた軽微かと思うわけ。
0:11:18	ざっくり言ってね。
0:11:20	だから、ちょっと結論はわかんないけど、
0:11:25	この7年の妥当性というのはね、今この段階でよく議論しておくべきじゃないかと私は思ってるんです。
0:11:39	そうですね我々としては、過去に修繕料の搬出ルートの間を5年間、毎年計画の終了時期が5年間延伸していることもございまして、
0:11:50	今回もですね、検討2、7年間って今その妥当性っていうのがありますが、
0:11:56	我々としては7年間で十分ですね、そういうような詳細な検討を含めてできるというふうに判断してます。
0:12:03	実際もう行わせていただけてますけど、基本的にはやっぱりその、原子炉容器宴会装置の設計及び工事の方法をですね、明確にしっかり我々としては固めて、
0:12:15	そこをですね、規制庁さんの方に追記して、変更認可申請の中で、その妥当性を含めて確認いただくことが、
0:12:25	いいのかなという、そのように考えております。
0:12:28	これだカラー、今、1ページ目、いけるんですけど、
0:12:35	と7年間まず延ばしますでしょ。
0:12:38	7年間は試験、
0:12:41	研究開発やって、その結果は7年後から説明しますと。
0:12:46	言ってくるんです。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:48	違う。
0:12:51	そう。7年後っていうわけじゃないんですが、基本的に、これから社内で原子炉園教育遠隔解体装置の使用を
0:13:01	高まるために検討を進めます。
0:13:05	その中で、設計び工事の方法がですね、固まり次第、I措置計画の変更ってことです。例えば7年後、その前にですね、
0:13:15	固まり次第、適宜、相談させていただきたいと思っております。
0:13:20	だからそちらの希望は、今この時期に、7年の軽微な変更をやっておいてから研究開発の進捗に応じて、説明していきますというんですか。
0:13:31	7年後までには少なくとも、廃止措置計画の認可を終了させる考えでいきますと言ってるわけですね。
0:13:41	はい。
0:13:43	はい、その通りでございます。
0:13:50	原子力規制庁の荒井です。こちら年賦のこの遠隔自動化装置開発のこの7年なんですけれども、もう少し何かブレークダウンしてもうたんでしょうか、設計に大体何年ぐらいかかって、
0:14:03	製作にどのぐらいかかって、そのテストでどのぐらいかかると言っているものなんですけれども、
0:14:11	そうですね、その辺を今後今後の調査と思います。我々今の段階で、5年間、設計より開発の方に時間を接してふやして、残り2年間の方で、
0:14:24	現地据付して立証していく、検証していく、そのような年間とは考えております。
0:14:52	どうもすみません原子炉規制庁の新井です。土佐、2ページのこの変更後のこの研究なんですけれども、この7年延長に伴って、その
0:15:02	2番目の四角と3番目の四角の原子炉冷却系統施設継続性余計施設の解体と、あと核燃料物質取扱施設云々がある、単純な年間増えてるんですけども、
0:15:14	この原子炉本体の解体の着手終了が行うことで、こういった、
0:15:20	もう土岐パートナーの機器の解体等にですねこういった好景気
0:15:25	工期に影響が出るのかちょっと教えていただけないでしょうか。もしわかるようでしたら、こういった装置に、
0:15:31	この原子炉本体の解体の影響が出てしまうのは不安ですけども、
0:15:39	はい。そうですね。駄目ならやるっていうわけじゃないんですが、基本的には計画通り原子炉本体以外の解体は進めます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:47	ただですね、やはりその原子炉本体を解体するにあたって、管理区域をもちろん維持する必要がありますし、その付帯設備としてはOKとか含めて、する必要があると考えています。
0:15:59	そういうことを加味して、基本的に平たん化っていうよりは、原子炉本体解体撤去に置き込んでも、付帯するそういうような設定をですね、
0:16:09	解体するということで、期間としてはこのような形で延ばされていて、延ばさせていただいております。
0:16:29	ほかに何かございますでしょうか。
0:16:32	室です。先ほどその設計で5年間っていう説明があったんですが、
0:16:40	その開発の
0:16:43	要素っていうのは何かもう少し、
0:16:46	分解分割し、分解して説明してもらうのか、その5年間についてもあんまり、もう少しブレイクできるの。
0:16:58	あの時、時系列な的なブレイクと、
0:17:02	中身の項目検討項目のブレイク
0:17:06	なんか、今だと設計検討ということで、一本線しかないようなイメージなんですけど、
0:17:12	な、何か開発何か、今多分溶接溶接は、ごめんなさい。
0:17:20	だからどういう要素で、どれぐらいっていうのは、もう少しブレイクしてもらった方がいいかなと思うんですが、いかがですかね。
0:17:29	落としました。ですねご説明させていただきますので、基づいて説明させていただきます。
0:17:50	はいこちらはですね8月8日に1鳥居受けて、文部科学省さんと機構とですね、挨拶計画変更という形で、ご説明させていただいた資料になります。この資料の中でですね、
0:18:04	をお押したっけ。
0:18:08	その中で、必要なことでないかなという形で、
0:18:20	処理してございます。第一段階のですね要素開発、詳細設計ということで、スポーツを行って、
0:18:27	当団体の試験ですね。
0:18:32	さらに形ですね、出ないような段階でですね、検証評価通ってます。
0:18:45	技術的な要素につきましては、
0:18:49	ここにちょっと反対させていただいてますが、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:53	太陽光のですね、両方疝痛でさらに検査、この大木スタッフの技術開発になると思ってます。
0:19:02	基本的に遠隔で溶接する技術、あとは4角で、TTK、フィッシャー。
0:19:11	溶接検査をする時にすべてを必要であると、そのような考えでございます。
0:19:30	どうでしょうか。
0:19:48	厳格。
0:19:49	原子力機構の
0:19:51	今規制庁さん側でお話されてたのは、この後、7年の延伸に関して自動化装置の開発という項目は、いきなり出てきたんだけど、
0:20:03	その記載が、例えばどういった装置を開発するのか、そういったところを記載すべきではないかということ、規制庁さんの方でおっしゃっていたという理解でよろしいでしょうか。
0:20:15	加藤です。すみませんちょっとお話ししたんですけど
0:20:19	この変更の今日、今日の資料で変更の案を示していただいてこの表、表だけが変えるということなんですが、
0:20:28	この表の変更後のところ緑色で、遠隔自動化装置開発っていうのが、
0:20:35	こう入ってきてるんですけど、この遠隔自動化装置っていうのはただいまの説明だと、溶接、プールの溶接のための
0:20:45	遠隔自動化装置。
0:20:47	という認識でいいんですよね。
0:20:52	はい。江崎香愛です。はい。その認識です。はい。そうするとこの変更後の表だと、
0:21:00	ここへ衛藤遠隔自動化装置開発ってのが書いてあって、これ本部見ても、何のことだかさっぱりわかんない。表だけ遠隔自動化装置って書いてあるけど、
0:21:10	この遠隔自動化措置って何なんですかっていうのが
0:21:14	廃措置計画のどこ見ても書いてないので、何かちょっと記載として、
0:21:19	ちょっと違和感があるなというふうに思ったん持ってたっていうのが、ちょっとこちらの疑問です。
0:21:26	原子炉機構の赤間です。いや、ここでいけるその溶接に関しては、何て言うんすかね。直接その原子炉解体の、
0:21:37	ぬか目の清茂木医師の他への装置ではなく、あくまで装置を組み立てるための装置になりますので、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:48	基本的に今、今おっしゃったような性能施設の共用にそのような遠隔の溶接や検査装置が抜けてるんじゃないかというご指摘だと理解しましたが、
0:22:01	現時点で、そこですね、明確にどのような措置が必要になるかは今後詰めてきますので、このようなことも含めて、例えば、
0:22:11	そのような溶接の遠隔装置もですね、移設であるということであれば、ちょっとそこは相談ですが、適宜、措置計画の中に記載表の中にも記載するとともに、
0:22:22	改めて設計部工事の中に、そのような装置のですね、記載も追記したいと考えておりますがいかがでしょうか。あ、ごめんなさいカトウです私そんなし深刻な話をしてるわけじゃなくて、
0:22:35	この遠隔自動化装置開発っていうのがこの部分しか出てこない。
0:22:39	レベルなんでこれで、何で延伸してるのかっていうのが敗訴上わかんないので、
0:22:46	例えばですけど、
0:22:49	この遠隔自動化措置開発じゃなくて、原子炉本体解体工法の検討とか、そういう形で書いてあればそれで延びたってのはわかるんですけど、
0:23:01	遠隔自動化装置開発っていうふうにかかれちゃうとその遠隔自動化措置って何だっけっていう、
0:23:06	話な疑問が出てきて、それが廃止措置上どこにも出てこないっていうのは、ちょっと問題なんじゃないのかなっていうふうな疑問があったっていう。
0:23:17	ことです。
0:23:18	性能維持施設に追加しようとかそういう話を言ってるつもりは全くないです。
0:23:22	今の原子力機構の赤間ですけど今おっしゃってます、原子炉遠隔装置でしたっけ。
0:23:30	今どこの、今、移されてる表の変更後の緑色のところですよ。
0:23:43	ということですね。あくまで今回のご説明の中で示したものであって、本文知事の挨拶の工程等は記載は申し訳ない、ありません。いいですか。違います。
0:23:55	挙げていただいている項目は、本当にうちの方には記載する予定はございませんというのはいもう、遠隔解体装置の開発について現在もですね、どのような計画で、月中措置も、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:10	はするんだとか、このような工程まではですね、井内計画は落とし込んでませんので、この物に関しての技術開発についても、工程上は、
0:24:20	飯塚ますので、ここは喜多予定はございません。
0:24:25	カトウですわかりましたこの表が配置計画乗るのかなと思ってそういう発言したんだけどそうじゃないっていうことで理解しました。
0:24:34	失礼しました。その通りです。
0:24:41	はい。
0:24:43	うん。布田それ書かないとすると、
0:24:46	あれ、1件、何もなくならないので、
0:24:48	修正なっちゃう。
0:24:50	そういうことですよ。
0:24:55	そうですね。その期間延伸の理由は、来年度から予定している2023年度からの原子炉本体に書いてある企画官ですね、本来で言うと、予定通り足りなかったんですが、
0:25:06	それを解決にあたって、もっぱら廃止措置の解説に記載の遠隔解体装置ですね、そこの仕様がですね、たまらない限りは、
0:25:16	着手できませんので、少なくともこの資料でまとめられてないことを踏まえて、工程の延伸、
0:25:23	回させていただきたいと、そんなような内容になります。
0:25:38	届け出と。
0:25:47	延長の理由が書かれるとしたら、こういうこと。
0:26:50	あ、すみません、原子炉規制庁の荒井です。先ほどのお話ですとその辺は、
0:26:57	届け出によってその7年間維持することの理由に関しては特に廃止措置計画の方の中には載ってこないで、何か届け出の表かみたいなのところに変更の理由みたいな形で持ってくるのか、そういったイメージなんですか。こういったものなんですか。
0:27:12	そうですね。
0:27:15	小穴北井有馬と
0:27:17	以降に、
0:27:18	遠隔でこのテーマの検討に、このような機会にはならないかもしれませんが、頭紙にですねそのようなことがわかるように記載したいと思います。
0:30:52	現職市長から、ほかに何かございますでしょうか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:30:57	進め方どうします。軽微変更理由として、これ地元で風景でも一応説明してるものがありますけど、そういったものを一部公開で聞いて、
0:31:09	今後これからしばらく定期的にやってねっていう話をしていくのか。
0:31:15	もうあの形でいいからいいやとするのか。
0:31:20	弊社が、これは全社から、うん。統計変更で出しますと言って、うん。オープンしつつ、
0:31:31	後からは、
0:31:32	5年間何も効かないっていうのはありえないので、うん。半年に1回ぐらい、その検討状況は聞いていくと。
0:31:44	これ新しい技術っちゅうわけではないんだけど、
0:31:48	やっぱりそれなりに
0:31:49	機構がやってる技術であって、
0:31:53	少し、
0:31:54	そういう形でウォッチをしながら、機構の技術的な検討状況を、
0:32:02	次、
0:32:04	定期的に聞いていくっていうのは、
0:32:06	適切じゃないかなと思います個人的には、
0:32:09	それ、その時の打ち合わせにそもそも気にしてた、気中が水中かって淡路水中の整理制度リスクとかっていうようなことに、
0:32:19	ご説明してくださいと、それはそういう入れていいと思うんですね。はい。はい。はい。そういうのを、あえてこのさっき説明していただきます。はい。
0:32:29	いうことじゃないけど。はい。そうすると今日のこの資料2、公開できるものを追加してもらって、
0:32:36	そうですね。うん。国会を準備します。そうですね。この5年間で、検討していくべき事項っていう形で、スライドは1枚つくればいいと。
0:32:48	プロジェクトチャートでもいいんですけども、箇条書きでも最後は結構です。
0:32:55	それがないと議論にはならないかなという気がします。
0:32:59	はい。
0:33:00	確認。
0:33:05	私もそうです。
0:33:07	どう考えてる。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:16	原子力機構の片野でございます。今細野さんのご発言された細田さんと有賀さんのご発言された園木
0:33:26	今日の資料については、このプロジェクトチャートを見たいな1枚を追加してその中に今後どういうふうにやっていくか、水中中、どのような検討をしてくれているか。
0:33:37	それから、成立性、関わる場所のリスク、そういったところものを記載したチャートの1枚後を記載して、資料を修正するというふうに
0:33:48	はい。それで審査会合で出してもらった上で、
0:33:52	議論をすると、これ、
0:33:55	いつですか、延ばす。
0:33:58	今言われたおっしゃられたように、軽微変更を並行届け出ということで、届け出に係る手続きをこの中で開始します。
0:34:11	その手続きをもって、消された時点が、変更。
0:34:18	のスケジュール、スケジュール変更という時点になりますので30日以内に届け出をされると思われまして、ということになります。
0:34:28	わかりました。じゃあ、
0:34:30	10月から、
0:34:33	9月は東海忙しいから、
0:34:36	言いますかなあ。
0:34:40	10月2、審査会合がいて、
0:34:44	今言ったような進め方で議論をしていったらどうでしょうかねと。
0:34:50	というのは提案です。
0:34:54	警報出しました。質疑できる変更は役所の方に出しましたと。
0:34:58	こういった状況になってますと。
0:35:00	内容は次の本事実と言って説明を調べて、
0:35:04	じゃあ、5年間というのをどうするのかということで、少し説明さしてくださいと。
0:35:08	いう形で説明を聞くと、その上で我々として、
0:35:13	少しこういう議論が足りないんじゃないかとか、
0:35:17	こういう観点をふやすべきじゃないかとかっていうのは、必要があれば、
0:35:22	の方から指摘をさせていただく。
0:35:24	いう段取りでいきますか。はい。
0:35:28	それは、軽微変更出すのが先で、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:33	現行だそう先でもいいと思うんですね。
0:35:37	経費変更ですから、鹿野上川との関係では限定的に軽微変更なんて軽微ですよ。
0:35:46	もらってからやってもいいと思うし、その検討もらう前にやってもいいと。
0:35:51	はい。どっちでもいいと思うですよ。介護、介護、あんまり僕はこだわりはない。はい。はい。はい。出してからやってもいい果たす前にやって、はい。
0:36:01	はい。もう、亀谷。
0:36:03	一言、健康でやってるんですっていうところはちょっと、
0:36:08	限定的。
0:36:09	前例的、全面的にはそれは説明しといた方がいいと。そう。はい。
0:36:17	はい。
0:36:18	それから京都から一旦その形で出すっていうところをちょっと見た人って、はい。はい。
0:36:25	何を検討するっていうことにして、はい。
0:36:29	で、その方向で決まれば、今の会合に説明していただくと。
0:36:36	形で出してもらって、背後で説明、はいはいはい、はい。はい。でもいいし、こういう形で出しますという説明で、はい。はい。はい。はい。はい。
0:36:49	10月ぐらいがいいんじゃないかなと思って、
0:36:52	審査会つつって、
0:36:56	一応我々、今、工程感というかスケジュールはですね、今補正申請出してますけれども、その認可をいただいた以降、
0:37:06	速やかにちょっと届け出を出したいなと思ってるんですが、認可はいつごろとか、
0:37:25	まあ、認可の時期はわからないで、それは事業者を心配する話じゃないんですけど、
0:37:38	普通の手続きしてもそんなに、
0:37:42	12月とか11月とかそういう話にはならないでしょうと。
0:37:46	なる等、やっぱり本件については10月ぐらいに、
0:37:51	はい。
0:37:51	説明を、そのポールやすくってというのは1適当であろうという感じがしましたよね。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:00	はい。
0:38:04	先ほど泉の方の発言がある。
0:38:07	失礼しました。検証表の方もですね。はい。今上積みされた後の3、10月頃というところではありますけども、機構の方の手続きとしては、
0:38:20	軽微変更という届け出の手続きということであれば、9月中にも申請が可能と、こういうふうを考えておりますので、はい。そういうふうに進めさせていただきました。いずれにせよイシューを決めてから30日以内、はい。はい。
0:38:38	吉江。
0:38:40	はい。よろしくお願いします。はい、どうぞ。
0:38:43	うん。
0:38:44	それでは、機構規制庁から何かございますでしょうか。
0:38:53	なければ、本日の面談について終了いたします。ありがとうございます。はい、ありがとうございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。